

議案第58号

西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年1月28日 提出

西海市長 濱川 光之

西海市条例第 号

西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1西海市白似田構造改善センターの項中「2037番地」を「1853番地6」に改め、同表西海市中山構造改善センターの項中「2180番地」を「2180番地3」に改め、同表西海市丸山地区生活館の項中「3856番地2」を「3856番地1」に改め、同表西海市黒瀬地区集会所の項中「273番地2」を「273番地7」に改め、同表西海市中戸地区集会所の項中「3563番地3」を「3731番地1」に改め、同表西海市大島農村運動公園の項を削り、同表西海市大島西面運動公園の項中「5527番地」を「5504番地2」に改め、同表西海市塔ノ尾地区集会所の項中「5995番地2」を「6239番地1」に改め、同表西海市中戸緑地広場の項中「3521番地21」を「3531番地21」に改め、同表西海市緑ヶ丘集会所の項中「瀬戸西浜郷」を「瀬戸西濱郷」に改め、同表西海市藤原集会所の項中「367番地18」を「367番地19」に改める。

第2条 西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 西海市徳万地区集会所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(第1条関係)

新	旧
西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第67号	西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第67号
本則 (略)	本則 (略)
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
名称	位置
(略)	
西海市白似田構造改善センター	西海市西彼町白似田郷 <u>1853番地</u> 6
西海市中山構造改善センター	西海市西彼町中山郷 <u>2180番地</u> 3
(略)	
西海市丸山地区生活館	西海市西海町横瀬郷 <u>3858番地</u> 1
(略)	
名称	位置
(略)	
西海市白似田構造改善センター	西海市西彼町白似田郷 <u>2037番地</u>
西海市中山構造改善センター	西海市西彼町中山郷 <u>2180番地</u>
(略)	
西海市丸山地区生活館	西海市西海町横瀬郷 <u>3856番地</u> 2
(略)	

新		旧	
西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町 <u>273番地 7</u>	西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町 <u>273番地 2</u>
(略)		(略)	
西海市中戸地区集会所	西海市大島町 <u>3731番地 1</u>	西海市中戸地区集会所	西海市大島町 <u>3563番地 3</u>
(略)		(略)	
<u>〔削除〕</u>		<u>西海市大島農村運動公園</u>	<u>西海市大島町8533番地 1</u>
西海市大島西面運動公園	西海市大島町 <u>5504番地 2</u>	西海市大島西面運動公園	西海市大島町 <u>5527番地</u>
(略)		(略)	
西海市塔ノ尾地区集会所	西海市大島町 <u>6239番地 1</u>	西海市塔ノ尾地区集会所	西海市大島町 <u>5995番地 2</u>
(略)		(略)	
西海市中戸緑地広場	西海市大島町 <u>3531番地21</u>	西海市中戸緑地広場	西海市大島町 <u>3521番地21</u>
(略)		(略)	
西海市緑ヶ丘集会所	西海市大瀬戸町 <u>瀬戸西浜郷594番地39</u>	西海市緑ヶ丘集会所	西海市大瀬戸町 <u>瀬戸西浜郷594番地39</u>

新	旧
(略)	
西海市藤原集会所	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷 <u>367番地19</u>
(略)	
別表第2 (略)	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷 <u>367番地18</u>
	(略)
	別表第2 (略)

(第2条関係)

新	旧																				
西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第67号	西海市地区集会施設等の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第67号																				
本則 (略)	本則 (略)																				
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>西海市黒瀬地区集会所</td><td>西海市大島町273番地2</td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町273番地2	<u>削除</u>		(略)		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>西海市黒瀬地区集会所</td><td>西海市大島町273番地2</td></tr><tr><td>西海市徳万地区集会所</td><td>西海市大島町2214番地3</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町273番地2	西海市徳万地区集会所	西海市大島町2214番地3	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町273番地2																				
<u>削除</u>																					
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
西海市黒瀬地区集会所	西海市大島町273番地2																				
西海市徳万地区集会所	西海市大島町2214番地3																				
(略)																					
別表第2 (略)	別表第2 (略)																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。